

## 「さいたま市余裕期間設定試行工事」特記仕様書

### (趣旨)

第1条 この特記仕様書は、「さいたま市余裕期間設定試行工事」に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 【発注者指定方式】

#### (採用方式)

第2条 本工事において、採用する余裕期間制度は発注者指定方式とする。

#### (工期)

第3条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

工期：令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和□□年□□月□□日まで)

### 【任意着手方式】

#### (採用方式)

第2条 本工事において、採用する余裕期間制度は任意着手方式とする。

#### (工期)

第3条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、工事の始期を通知すること。

工期：工事の開始日から〇〇日間

(ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日(工事開始期限)までに工事に着手すること)

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

#### (前金払の請求)

第4条 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

(工事開始日前の現場管理等)

第5条 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。

2 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

3 余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(技術者の配置)

第6条 契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第7条 余裕工期の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第8条 この特記仕様書に定めのない事項については、「さいたま市余裕期間設定工事試行要領」等に定められているほか、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

(附 則)

この特記仕様書は、令和2年12月17日より施行する。